

新潟市妊産婦医療費助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 6 号

新潟市妊産婦医療費助成規則の一部を改正する規則

新潟市妊産婦医療費助成規則（平成23年新潟市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「別記様式第1号による妊産婦医療費助成受給資格認定申請書（第6条において「認定申請書」という。）」を「別に定める認定申請書」に改める。

第5条第1項中「別記様式第2号による新潟市妊産婦医療費助成受給者証（以下「受給者証」という。）」を「別に定める受給者証」に改める。

第7条第1項中「別記様式第3号による新潟市妊産婦医療費助成受給者証再交付申請書」を「別に定める再交付申請書」に改める。

第8条第1項第3号中「標準負担額減額認定証の交付」を「食事療養標準負担額の減額認定」に改める。

第10条第1項中「別記様式第4号による妊産婦医療費助成支給申請書」を「別に定める支給申請書」に改める。

別記様式第1号から別記様式第4号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の新潟市妊産婦医療費助成規則の規定により交付されている受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、改正後の新潟市妊産婦医療費助成規則の規定により交付された受給者証とみなす。